

厚生労働省省内事業仕分け

平成22年4月12日に第1回厚生労働省省内事業仕分けが開催され、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）について事業仕分けが行われました。

<事業仕分けの概要>

○ 支払基金から「法人概要」及び「改革案」についての説明が行われ、省内事業仕分け事務局から「事務・事業や法人についての論点等」について説明があり、議論が行われました。

○ 事業仕分け人の主な意見

- ・ 支払基金は診療側よりになっているのではないか。
- ・ 国保連との統合の論点があるのではないか。
- ・ レセプト電子化の効果をより明確にすべきではないか。
- ・ 支払基金の業務の一部は外部にゆだねることが可能ではないか。
- ・ システムコストも含めてコストの説明が必要ではないか。
- ・ 競争原理を一定のルールで導入したらどうか。

○ 政務三役からのコメント

- ・ 手数料が妥当なのか今後議論していく。コストに見合った手数料になっているのか。今のままだとコストが上がれば手数料も上がる仕組みになっているので、コストの削減努力をしないと手数料が上がる。何らかの歯止めの仕組みを考えたい。
- ・ ラスパイレス指数について、公務員より給料が高い。手数料にもはねている。これを見直す。
- ・ 地域間格差があり過ぎる。どういう理由で離れているのかをきちっと調査をする。これを是正し、適正に、納得のいく審査にするためにはどういう手法が必要なのかサンプル調査も含めて現状を把握していく。

※事業仕分けの様子はYouTubeにアップされています。

<http://www.youtube.com/watch?v=BxCqeztsa94>

本資料は、4月12日に厚生労働省で実施された省内事業仕分けにおいて支払基金から提出された資料

特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」の改革案について 《改革案説明資料》

※ 政務3役において、本案を基に更なる改革案を検討中

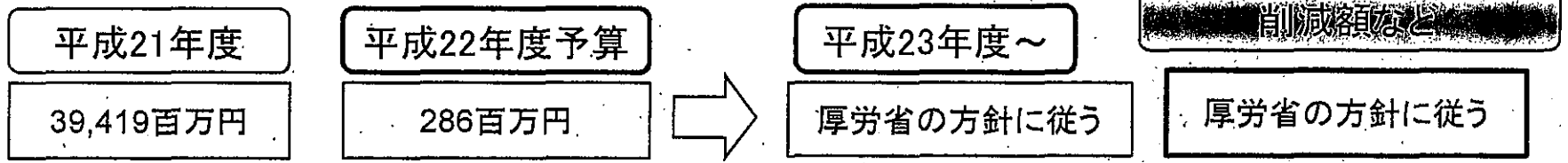
特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」の改革案について

《総括表》

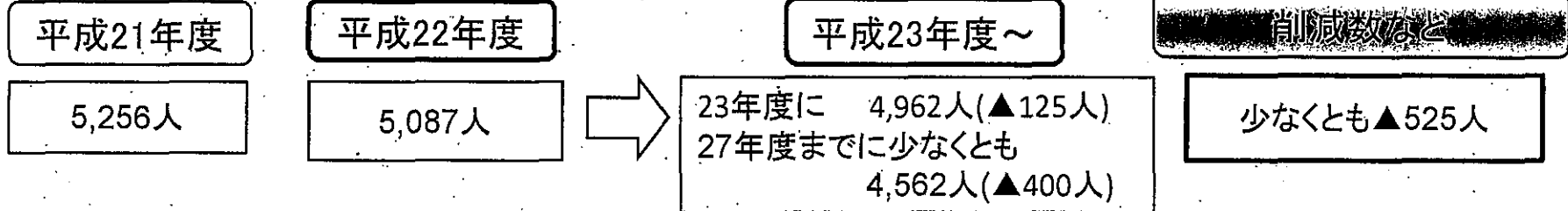
改革の考え方

- 「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、審査の充実や支部間差異の解消に取り組む方針。
- 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。

1. 国からの財政支出の削減



2. 組織のスリム化



3. 余剰資産の売却



4. 事務・事業の改革

- 改革事項
- 1 審査の充実
 - 2 業務効率化・コスト削減 等

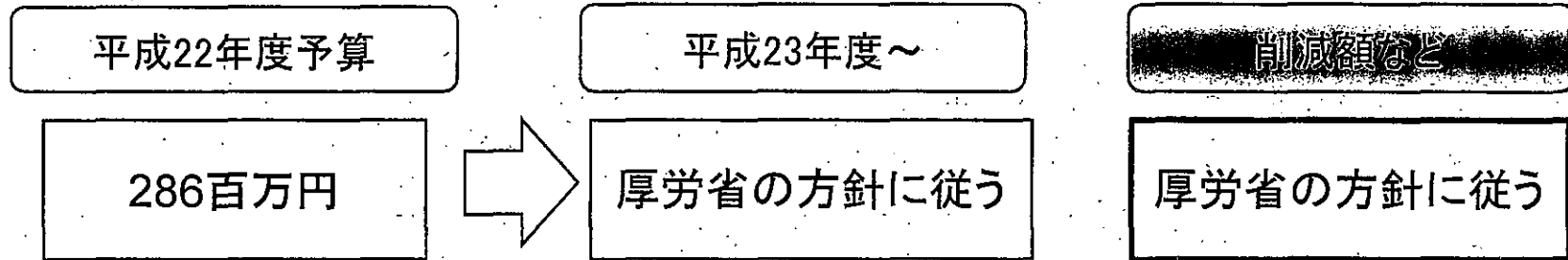
改革の基本方針

- 支払基金においては、自らの取組として、平成21年5月より、審査委員代表、保険者代表、診療担当者代表等の参画を得て「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年3月、報告書を公表。



- 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。
- その中では、
 - ① 電子レセプトによる審査の質の向上の方向性
 - ② 審査を含む業務処理全般に関する現行の体制の見直し後の姿
 - ③ 業務に係るコストの削減目標並びにそれに向けた財政見通し及び手数料単価の見込み
 - ④ 審査実績の向上及び支部間差異の解消に向けて達成すべき目標を設定してその進行状況を検証する仕組み等を盛り込む方針。

1. 国からの財政支出の削減



《具体的な見直しの内容》

- 社会医療診療行為別調査受託費
(26百万円)
- 診療報酬データ提供・レセ電調剤分析データ
提供受託費
(27百万円)

《見直しによる削減額》

厚労省の方針に従う

- 介護保険関係業務費補助金
(233百万円)

厚労省の方針に従う

2. 組織のスリム化

平成22年度当初

5,087人

平成23年度～

23年度に 4,962人(▲125人)
27年度までに少なくとも
4,562人(▲400人)

削減数など

少なくとも▲525人

《具体的な見直しの内容》

○ 電子レセプトへの対応に主眼を置いた組織の在り方の見直し

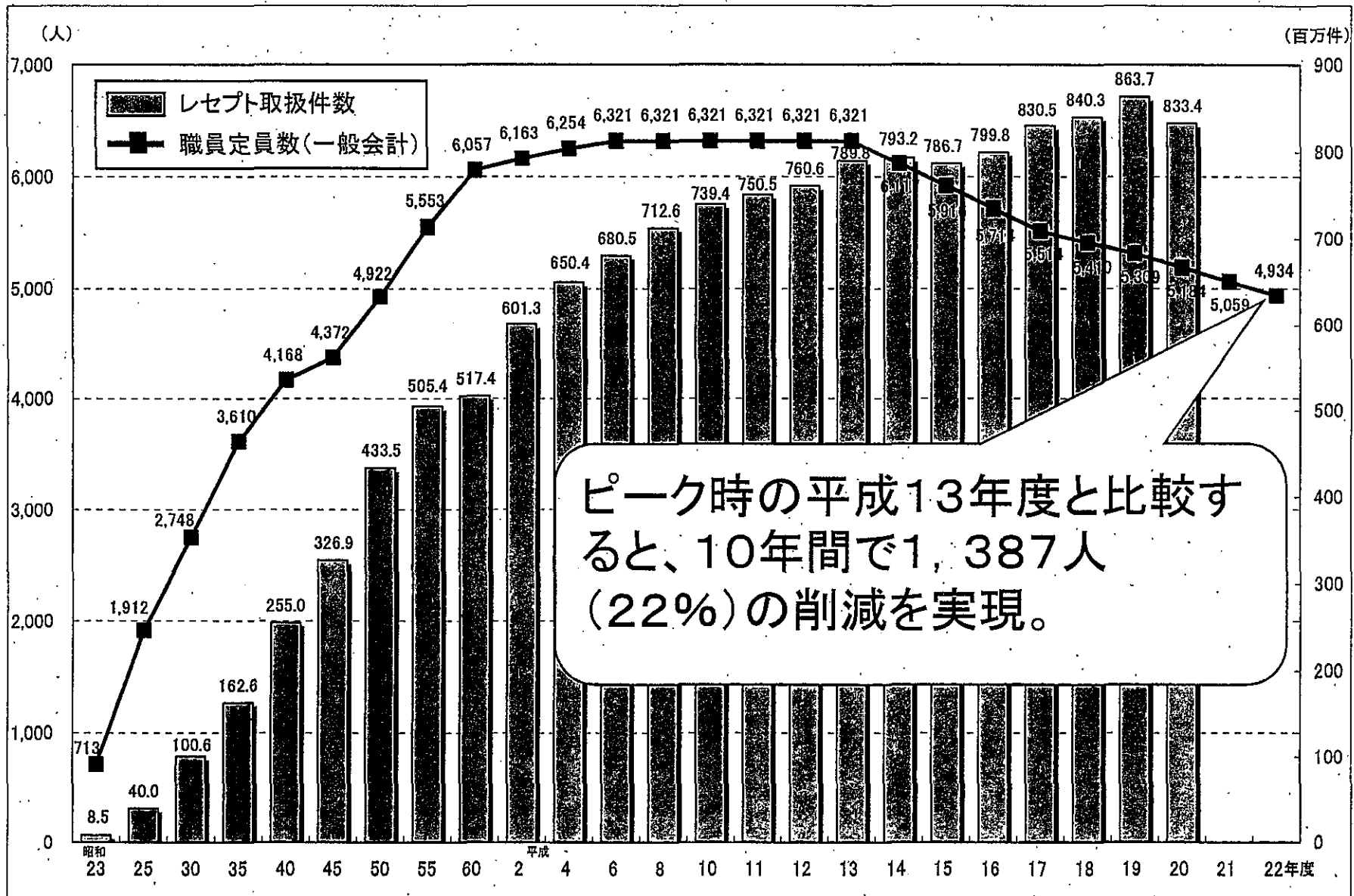
改革前

- 紙レセプトについては、目視点検を実施。電子レセプトについては、点検条件を設定してシステムチェックを実施。
- 民間委託が可能である請求支払業務をすべて民間に委託。
- 支部ごとに庶務・会計・資金管理の業務を処理。

改革後

- すべての電子レセプトに対してシステムチェックを実施。人による審査を「人でなければならない審査」に限定。
- 引き続き、アウトソーシングを実施。
- 平成23年度より、資金管理業務を本部で一括して処理。
- 庶務・会計の業務を各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討。

職員定員の見直し



請求支払業務のアウトソーシング

年度	業務内容
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の一部
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の全部
	<ul style="list-style-type: none"> レセプトの保険者別分類業務の一部(大規模支部)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の全部
	<ul style="list-style-type: none"> レセプトの保険者別分類業務の一部(全支部)
平成18年度～	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の全部
	<ul style="list-style-type: none"> レセプトの保険者別分類業務の全部(全支部)

職員定数の削減

○ 「レセプトオンライン化に対応したサービスと業務効率化のための計画」(平成19年12月)においては、平成20～23年には、レセプトのオンライン化に伴う900人の要員効果を見込んだ上で、400人の要員を審査の充実に振り向け、500人の定員削減を盛り込んだところ。

○ 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定するに当たっては、平成24年度以降に少なくとも400人の定員削減を盛り込む方針。

○ 具体的には、

① 現行で支部ごとに処理されている資金管理業務(保険者に対する診療報酬の請求及び医療機関に対する診療報酬の支払の業務)について、平成23年度より、本部で一括して処理し、効率化を図る

② 現行で支部ごとに処理されている庶務・会計の管理業務のうち、集約可能なものについて、本部又は各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討するなど、業務処理体制を見直すことにより、職員定員の削減を計画的に進める方針。

支部事務組織体制の見直し

47支部体制のあり方については、「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた検討が必要であるが、全国組織である支払基金の機能を活かした事業運営を目指す。



- ① 今後、職員定員削減を進める場合、中小支部が大支部と同様の組織体制では非効率なことから、平成22年度から段階的に小支部の組織体制をスリム化。
(16支部を4課体制から3課体制へ再編)
- ② 平成23年度からは、集約可能な業務を本部一括又はブロック中核支部での処理体制とすることを検討。

幹事長の兼任

地域性を考慮しながら、小支部の幹事長は、近隣の幹事長が兼任する。

⇒ 平成22年度は、「鳥取支部」が該当

3. 余剰資産の売却

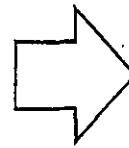
効果額など

遊休不動産の処分及び宿舎の見直し

新計画に盛り込む

《具体的な内容》

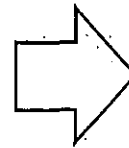
- 遊休不動産の処分
 - ・ 現有の13支部16物件の売却を本部に移管。



《具体的な効果》

- 売却の迅速化・効率化

- 宿舎の見直し
 - ・ 平成23～27年度の5年間で空戸発生宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行を計画的に推進。



- 資産のスリム化

資産保有状況

(単位:億円)

現預金	土地	建物	その他 (車両、ソフトウェア等)	計
519	358	569	162	1,608

注1 上記は、全会計の資産(現預金・資産)の合計である。(円滑導入勘定の現金310億円は、翌年度事業の基金(ファンド)であるため除外した。)

注2 現預金519億円のうち、積立金が456億円、未払金等が63億円。積立金のうちでは、退職給付引当預金が過半(255億円)。

注3 土地・建物の事務所・宿舎別内訳

(単位:億円)

	土地	建物	計
事務所	274	473	747
宿舎	84	96	180
計	358	569	927

遊休不動産の処分・宿舎の見直し

遊休不動産の処分

- 現有の遊休不動産は、13支部の16物件。
- 今後、売却の迅速・効率化を図るため、売却を支部から本部へ移管する方針。

宿舎の見直し

- 宿舎の確保は、職員を全国的に異動させる人事政策上、必要不可欠。
- かつて、レセプト取扱件数の増加に伴う職員定員の増加に対応するため、当時の民間賃貸事情にかんがみ、自前宿舎を計画的に整備。
- 近年、職員定員が削減される中で、宿舎によっては、空戸が発生。
- 今後、宿舎の利用率の推移、コストの多寡等を踏まえ、処分の対象とすべき空戸発生宿舎及び借上宿舎に移行すべき自前宿舎を選定し、平成23～27年度の5年間で空戸発生宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行を計画的に推進する方針。